

様式第3号(第6条関係)

新生児
高校生等

令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金申請書(記入例・公務員用)

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

播磨

町長殿

児童手当受給者をご記入してください。

1. 申請者

記入日 R4年1月4日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
ハリマ タロウ 播磨 太郎	男	S51年1月1日	加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号 電話 079 (435) 2362
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有 無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
ハリマ ハナコ 播磨 花子	女	S53年2月4日	電話 ()
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、			配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。
①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1	ハリマ ジロウ 播磨 次郎	子 男	H16年3月4日	○ 別居		加古川市加古川町北在家2000
2	ハリマ サキコ 播磨 咲子	子 女	H25年7月8日	同居		
3	ハリマ サブロウ 播磨 三郎	子 男	R3年11月1日	同居		
4	ハリマ コノミ 播磨 木乃美	子 女	H27年6月18日	同居		

対象児童が進学等の都合により別居しているが、申請者が監護している場合は、対象児童の住民票を添付してください。

令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給している場合、所属庁にて当該証明欄に令和3年9月分の児童手当(本則給付)受給者である証明をもらってください。

公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明不要です。
新生児のみ(令和3年9月1日以降に生まれた児童)及び高校生以上を監護している方は、証明不要です。

上記の申請・請求者は、上記 2 人(No. 2・4) の対象児童に係る

令和3年9月分の児童手当の受給者であることを証明します。

令和4年1月6日

証明者 ○○市長 本荘 遺跡

印

証明事務担当 大中 弥生

担当課(室)・担当係 ○○市 総務課 人事文書係

電話番号 079-435-2362

(裏面も確認してください。)

4. 受取口座

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

申請・請求者ご本人名義の口座に限ります。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
みなと 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本荘 本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	ハリマ タロウ 播磨 太郎
金融機関番号 0 5 6 2	店番号 0 8 9			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

みなと銀行

口座番号:1234567

名義人:ハリマ タロウ

※受取口

カードの写し

みなと銀行(0562)
本荘支店(089)

注意事項

対象児童が進学等の都合により別居しているが、申請者が監護している場合は、対象児童の住民票を添付してください。

令和3年1月1日時点で、播磨町に住民票がない申請者及びマイナンバー制度による情報連携等により播磨町が
住民票を有する場合は、住民票を添付してください。(マイナンバー制度による情報連携等により播磨町が
住民票を有する場合は、住民票を添付してください。)

誓約・同意事項の各項目を確認し、必ずチェック✓をして下さい。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- (1) 令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯等への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、マイナンバー制度による情報連携等により播磨町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、播磨町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 播磨町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、播磨町が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、播磨町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金を返還します。